

○自転車競技法第1条の規定に基づく市町村 の指定について

〔昭和26年9月7日 地財委財第515号
地方財政委員会事務局長名 各都道府県知事宛〕

首題の件について、今般別紙(1)の通り緩和の措置を執ることとなつたから御了知されたい。

右の措置に伴い指定希望市町村の副申に際しては、競輪場利用状況、施行者の数、収益状況等を勘案の上、市町村間の調整につき特に留意せられたい。

尚、指定申請の手続要領は別表(2)の通り改められたから念の為

追つて、管下市町村に対してもこの旨示達の上、趣旨の徹底を期せられたい。

「別紙 (1)」

自転車競技法第1条の規定に基づく市町村の指定について

競輪を行なうことのできる市町村の指定については、従来約3万以上の人口を有し、且つ戦災、災害等による出費が著しく多額に上つて当該市町村の財政を圧迫するもの及びこれらの条件を欠いているが、当該市町村の区域内に競輪場を有するものについてこれを行なつてきたのであるが、従来の指定方針を厳格に固執するとき、地域的には競輪の開催を独占する市町村が出現し、ために他の近隣市町村との間に著しく財政的に懸隔を来す状況と、最近における地方財政の逼迫化とに鑑み、爾今次の如くその指定方針を緩和するとともに財政調整の措置を講ずるものとする。

- 1 市については、原則として申請があれば指定する。但し、標準税率以下の課税を実施しているもの、給与ベースが著しく高いもの等、当該団体の財政に余裕ありと見られる場合は指定しないことがある。
- 2 町村については原則として従来通り戦災、災害等の復旧事業費その他己むを得ない臨時事業費が著しく大なるものについて指定を行なうほか、競輪場近隣の町村についても指定することができるものとし、指定に当つては開催回数又は指定の効力期限につき制限を附することがある。

尚、指定町村は町村組合又は市町村組合を結成して施行することを原則とする。

- 3 1によつて指定した市及び2により指定した町村のうち開催回数又は指定の効

力期限を附さない町村については、特別平衡交付金の交付、地方債の配分等に際し、その収益の状況を勘案して調整するものとする。

「別紙 (2)」

自転車競技法第1条の規定に基づく指定市町村の指定申請手続

次に列挙する書類を作成の上、都道府県知事の副申書を添えて、地方財政委員長宛提出すること。

尚、右の副申書には、競輪場の利用状況、施行者の数、収益状況等を勘案の上、当該市町村の競輪施行の適否及び他の施行者への影響その他都道府県の立場よりする独自の見解等を積極的且つ詳細に記載することを要する。

提出書類

- 1 自転車競走施行を必要とする理由
- 2 最近五カ年の調査による人口増減状況
- 3 戦災又は災害を受けた町村にあつては、その災害及び復旧状況（別記様式(1)によること）戦災又は災害の復旧費以外であつて、特に財政を圧迫すると認められる緊急己むを得ない臨時的経費があるときは、その支出状況
- 4 当該年度における歳入歳出予算会計及び前年度の歳入歳出決算見込書
- 5 現行条令による法定普通税の税率一覧表
- 6 職員給与調（別記様式(2)による）
- 7 前年度及び当該年度の地方財政平衡交付金関係資料（基準財政需要額、基準財政収入額、一般平衡交付金額及び特別平衡交付金額）
- 8 自転車競走開催に関する収支予算書
- 9 収益金の使途方法
- 10 使用する競輪場の名称、所在、収容人員数及び競輪場を借用する場合は、その所有者又は管理者との契約書（使用回数、賃借料等使用につき必要な協定事項を含む）競輪場を新たに建設しようとする場合は建設費の財源措置
- 11 使用競輪場（新設の場合は隣接競輪場）の最近一カ年間の各回毎の勝者投票券の売上高及び純収益高
- 12 その他参考となる事項

（備考）3、は市にあつては提出することを要せず。

「様式」略